

【第9回】日越共同イニシアティブ・メルマガ仕立て

皆様こんにちは。日本大使館の下村です。

本日は、WT5（小売・食品）について、現在の議論を御紹介させていただきます。リーダーは、イオンホーチミン事務所の西嶋事務所長、特に食品分野については、双日ベトナムの谷口様にサブリーダーを務めていただいています。

（参考）日越共同イニシアティブのポータルサイトができました！こちらのページより、フェーズ1から現在に至るまでの全ての情報を御覧いただけます。また、このメルマガの内容も、下記サイトから御覧いただけますので、御活用ください。

<http://www.vn.emb-japan.go.jp/jp/economic/Joint-Intiative-index.html>

さらに、JICA ホームページにも、日越共同イニシアティブのサイトができました！こちら併せて御活用ください。

<http://www.jica.go.jp/vietnam/office/information/event/120521.html>

【背景】

WT1～WT4-4までは、過去、フェーズ3までも取り上げられてきた課題であり、どちらかという製造業の方のお悩みを中心に取り上げてきました。今般、フェーズ4を始めるに当たり、「新しい分野にもチャレンジしよう」ということで立ち上げたのが、WT5とWT6になります。本号ではWT5を取り上げます。

ベトナムが2007年に世界で150番目のWTO加盟国となった際、加盟公約として、2009年1月より、100%外資の流通業が認められる事になりました。しかしながら、特に小売分野については、日系企業の関心が高い一方、2店目以降の小売店を設置する場合のエコノミック・ニーズ・テスト（ENT）と呼ばれるテストを受けなければならず、これが非常に不明確であるがゆえに、外資小売業のベトナム進出の足かせとなっている面があります。

そこで、こうした規制の適用関係を明確化し、小売業分野における日系企業の進出を促すことを目指しています。

実は、このWTでは、副次的な成果も期待しています。こうした中、日系企業は、製造業を中心に、多くの企業がベトナムに進出を果たしていますが、その多くは輸出企業です。内需向けの企業は、自ら流通チャネルを開拓せねばならず、これ自体が大きな投資障壁となっているように感じます。JETRO調査によれば、ベトナムで個人が購買で利用するのは個人商店や公設市場といっ

た伝統的流通形態が高い割合を示しており、ホーチミン市ですら7割以上がこうした形態であるといわれています（ベトナムにおけるサービス産業基礎調査、2011年3月日本貿易振興機構（ジェトロ）、下記 URL 参照。）。

<http://www.jetro.go.jp/world/asia/vn/reports/07000698>

しかしながら、街角でドレスを着て、ばっちりメイクして写真撮影なんていう姿をよく見かけますし、ベトナムの人と話していると、美白への意識も高いように感じます。

そこで、私は、日本の高度な小売業の進出が加速化すれば、食品、衣料、化粧品、音楽、マンガ、アニメ、地域産品など、様々な内需向け商品を持つ企業も進出しやすくなるのではという期待を抱いて、この取組を推進しています。

また、WT5のもう一つの課題である食品は、ベトナム産食品の安全性向上を通じ、食品加工業者の販路拡大を狙っています。

【行動計画の概要】

第一に、「①小売・流通業における外資基準の明確化」です。「背景」で述べたような不明確なテストは、投資家の立場に立てば、受けずに済むであれば、それに越した事はありませんこのため、まずは、どういう企業がこのテストを受けなければならないのかを明確化することとしました。

第二に、「②ENTの明確化等」です。企業が、このテストを受けなければならないとすれば、例えば、BIG-Cなど他の小売業はどのようなテストを受けているかといった具体的な情報を得る事を目的としています。これまでも基準の明確化を求めてきたのですが、現行規定に記載されている項目以上に議論が深まらない事から、ケーススタディの形で情報を得ることを狙っています。

第三に、「③サブリース規制の明確化等」です。現在、ベトナムの法律では、ある外国企業がベトナムのビル1件を丸ごと借りて、テナントごとに又貸しするという行為は、原則、認められないようです。また、ビルの借り手に対する権利保護についても曖昧さが残っているようです。これらの点について、小売業の投資拡大という観点から、改善を図ることとしています。

第四に、「④食の安全確保等」です。ここから食品パートに入ります。ベトナムからは、日本向けだけでも多くの食品が輸出されていますが、残念ながら、輸出食品から禁止薬品が検出される事例が散見されるようです。ベトナム側でも規制はあるのですが、農家への啓蒙であったり取締強化といった課題が残っているところ、引き続き、こうした取組を要請します。

第五に、「⑤農産品（米）の農薬管理等」です。特に米に関して、日本側とベトナム側で規制の基準値が異なる薬品があります。こうしたものについて、日本側からも情報提供を行い、基準の整合性を確保します。

【現在の取組の状況】

小売については、新たな分野ということもあり、まさに膝詰め議論が行われています。①については、1%でも外国人が出資する企業は、ENTを受ける必要があることが確認されました。②については、ベトナムにとって非常にセンシティブな問題であるようで、議論に時間がかかるのですが、何度も膝を詰めて話をするうちに、中央政府と地方政府の微妙な関係や、ベトナム側が何を脅威と感じているか、何を守りたいと考えているかが感じられるようになってきました。まだまだこれから議論する事項は山ほどあるため、御関心のある企業におかれては、ぜひ、最寄りのベトナム商工会事務局までお問い合わせいただき、一緒に議論に御参加いただければ、雰囲気を感じていただけるのではないかと思います。③については、ベトナムからは2013年又は2014年に関係法が改正予定である等の情報提供がありました。

また、食品についても、ベトナムの啓蒙活動に日本企業が参加したり、JICAの支援により検査機器が導入されたり、検査員への研修が実施されたり、と着実な進展が見られています。特にJICAの活動については、「JICAベトナムより一言」のコーナーを御覧ください。

以上、新たな分野であるために、まだ課題が洗練されていませんが、これは、我々の側に情報が不足していることの裏返しでもあります。引き続き、取組を進めていきたいと考えています。

【リーダーより一言】

★小売・流通チーム

WT5「小売・流通業マター」でのリーダーをしておりますイオンベトナムCo.,LTDの西嶋泰男（にしとうげ やすお）です。WT5では、大きく3つのテーマ①「小売・流通業における外資基準の明確化」、②「流通業の多店舗展開規制の明確化」、③「サブリース規制の明確化」について議論をしています。これまでの協議の中では、日本側とベトナム側での理解度と情報把握レベルでのギャップがあり、不十分な議論となっているのが現状です。ベトナム小売・流通業の現状を捉えると、WT0加盟後5年間の経過を経た中での問題認識、また今後益々の外資企業の市場参入とベトナム小売業の近代化を実現するためにも、双方での建設的な議論を進めていくことが重要と考えています。従って、今後の議論としては、②・③のテーマに対しての「ベトナム小売・流通業の将来の方向性」について、ベトナム政府の意向、正確な最新情報、日本側からの提案要望ということを踏まえながら、残された期間での活発な意見交換と議論の上で、最終合意出来ることを目指しています。今後の小売流通分野での日系企業

の進出にあたり、本WT5のテーマ議論において何らかの道筋を見つけることが出来ればと考えています。皆さまからの幅広いご意見・ご提案についても、頂戴出来れば幸甚であります。何卒よろしく願いいたします。

【サブリーダーより一言】

★食の安全チーム

WT5「食の安全マター」でのリーダーをしております双日ベトナム Co., LTDの谷口博史（たにぐちひろし）です。当チームでは大きく④「食の安全確保及びそれに伴う各種法令の整備及び手続きの簡素化」 ⑤「農産品（米）の使用農薬、残留農薬管理／日本向け輸出の再開に向けた工程作成」について議論しています。

④については、各種残留農薬問題では日本向けの冷凍加工品（水産物、野菜等）あるいは、生鮮食品にて、日本側にての輸入に際し法令違反が出て実際の貿易停滞につながっている事も踏まえ、日越ともに本件の推進は必須との考えで一致。実際にベトナム側も自国農水産業の死活問題にもつながるとの思いから官も本件については積極的で法令整備や具体的な対応が始まっています。もちろん、この種の問題には根深いものがあり一朝一夕には進まないという側面も大きくより草の根的な啓蒙活動を日越官民協力して行おうと言う纏めとなっています。この動きに対しては、本イニシアティブの発言も大いに好影響を与えているとも思っています。

一方、⑤については、ベトナム側にも日本側にも切迫感があまりなく、何とかアセタミプリドを使用許可農薬から除外するためのロードマップを作ろうというところまで決まったところで停滞中にて、今後テコ入れしていく必要があります。いずれにしても 安全安心な食品をベトナムから日本へと言う思いを強く持ち官民一体となり歩を進めていかねばと思っており、その一助になるべく本イニシアティブは責任感を持って参画していくつもりです。皆さまからの幅広いご意見・ご提案についても、頂戴出来れば幸甚であります。何卒よろしく願いいたします。

【JICA ベトナムより一言】

ベトナムの農林水産業は全GDPの20.6%（2010年）、全就業人口の48.7%、全輸出額の23.3%を占め、急速な経済発展の中にあっても依然基幹産業であり、国民への安定的な食糧供給と外貨獲得に大きな役割を担っています。

しかしながら、生産量が増加する反面、農水産食品の安全性の低さが問題となっており、ベトナム国民が危険にさらされているのみならず、輸出品につい

でも食品衛生上の理由から輸入が拒否される事例が頻発しています。先日の EU 市場への青果の輸出一時停止が記憶に新しいと思います。WTO/SPS 協定の下、国際標準に沿った安全な食品の供給が急務になっています。

このような状況の下、JICA では、ベトナム産食品の安全性向上のために各種支援を実施しています。例えば、政府機関の担当者や農民が作物の安全な生産に関する意識を向上させ、VietGAP（ベトナム政府が AseanGAP に倣い 2008 年より導入した適正農業規範）の基準に従い、農薬や化学肥料を適切に使用するための取り組み（「農産物の生産体制および制度運営能力向上プロジェクト」2010 年 7 月～2013 年 12 月）の他、ベトナムでは、畜水産分野等での抗菌剤の乱用を背景に多くの抗生物質に耐性をもつ細菌が出現しており、難治性の感染症を引き起こす恐れがあると言われており、そのメカニズムの解明とモニタリングシステムの構築（「薬剤耐性菌発生機構の解明と対策モデルの開発プロジェクト」（2012 年 4 月～2017 年 3 月））を行っています。

特に、WT5（小売・食品）に直接関連のある取り組みとして、「農水産食品の安全性確保のための検査強化プロジェクト」を開始しました（2011 年 12 月～14 年 11 月）（2008 年 12 月に発効した日越経済連携協定（EPA 協定）にも明記）。

当プロジェクトでは農業農村開発省（農林水産物品質管理局）を主なカウンターパートとし、農薬、動物用医薬品、重金属等の残留物質や微生物等を検査対象項目と定め、厚生労働省横浜検疫所検査センター等にもご協力いただきながら、最新の適切な検査・モニタリング体制の構築を支援すると共に、必要な分析機器も供与しています。

ベトナムでは、プロジェクト開始前から食品衛生検査は行われていましたが、サンプリング対象地域、食品群、検査項目、技術等が限られていました。今後プロジェクトを通じて検査官の技能を向上させ、より科学的かつ効率的な検査体制を確立することにより、ベトナム国内流通食品、輸出食品の共に安全性向上に寄与していきたいと考えています。